

○暴力団排除等のための部外への情報提供について(通達)

(平成 24 年 3 月 27 日岡組二第 53 号警察本部長例規)

改正 平成 24 年 10 月岡組二第 328 号 平成 25 年 3 月岡務第 217 号
平成 25 年 10 月岡務第 750 号 平成 26 年 2 月岡組二第 63 号
平成 31 年 3 月 7 日岡組二第 60 号 令和 3 年 3 月 24 日岡務第 254 号
令和 4 年 3 月 10 日岡務第 238 号 令和 5 年 3 月 28 日岡県広第 117 号

各部長
首席監察官
各統括官
各所属長 殿
岡山県警察本部長

暴力団情報については、法令により警察において厳格に管理する責任を負っている一方、一定の場合に部外へ提供することによって、暴力団による危害を防止し、その他社会から暴力団を排除するという暴力団対策の本来の目的のために活用することも当然必要である。

平成 23 年 4 月、岡山県暴力団排除条例(平成 22 年岡山県条例第 57 号。以下「条例」という。)が施行され、県の責務として暴力団排除の施策の実施が規定されるとともに、事業者に対し、事業に関して契約を締結することが暴力団を利するおそれがある場合には、当該契約を締結しないよう努めること等の規定を設け、暴力団が資金獲得のために介入するおそれのある各種取引から暴力団を排除する仕組みが構築された。一方、暴力団は、暴力団関係企業や暴力団と共生する者を通じて様々な経済取引に介入して資金の獲得を図るなど、その組織又は活動の実態を多様化させ、また、不透明化させている。

以上のような情勢に的確に対応し、社会対暴力団の対決構図を一層鮮明にするため、情報提供についての要望が高まっている情報の部外への提供については、下記のとおりとするので、その対応に遺漏のないようにされたい。

なお、暴力団排除等のための部外への情報提供について(通達)(平成 21 年 8 月 27 日岡組一第 248 号例規)は、廃止する。

記

第 1 基本的な考え方

1 組織的対応

個人情報保護に対する社会の関心は高く、その取扱責任は極めて重大となっており、暴力団情報といえども例外ではない。このため、部外への情報提供に当たっては、刑事部組織犯罪対策第一課と警察署(以下「関係所属」という。)との間で緊密な連携を図り、最終的には関係所属の所属長(以下「所属長」という。)の責任で行うこ

ととする。したがって、暴力団情報の提供依頼を受けて回答するまで、全て組織的に対応することとし、個々の職員が個人的に対応することがあってはならない。

2 暴力団情報の正確性

暴力団員の活動実態にはしばしば変動がみられることから、最近の活動実態が把握されていない暴力団員に関する情報その他正確性が担保されていない暴力団情報については、これを安易に提供することのないよう細心の注意が必要である。そこで、暴力団情報の提供に当たっては、第4の1に定めるところにより、内容を精査し必要により補充調査を実施するなどして、当該暴力団情報の正確性の担保に努めることとする。

3 暴力団情報の提供に係る責任の自覚

情報内容の正確性及び情報提供の正当性については、警察が立証責任を負わなければならないことを認識し、暴力団情報の提供に当たっては、後に訴訟が提起された場合にこれらを証明し得るかどうかの検討を行うこととする。

4 暴力団情報の提供の正当性についての十分な検討

暴力団員等の個人情報の提供については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って行うこと。特に、暴力団情報の提供の相手方が行政機関以外の者である場合には、法令に基づく場合のほかは、当該暴力団情報が暴力団排除等の公益目的の達成のために必要であり、かつ、警察からの暴力団情報の提供によらなければ当該目的を達成することが困難な場合に行うこと。

第2 積極的な暴力団情報の提供の推進

- 1 暴力団犯罪の被害者の被害回復に関する訴訟において組長等の使用者責任を追及する場合又は暴力団事務所の撤去に関する訴訟等暴力団を実質的な相手方とする訴訟を支援する場合は、特に積極的な暴力団情報の提供を行うこと。
- 2 法令に暴力団情報の提供に係る規定がある場合又は他の機関との間で情報提供に関する申合せ等が締結されている場合は、これらに沿って暴力団情報を提供する。
- 3 1又は2以外の場合には、条例上の義務履行の支援、暴力団に係る被害者対策、資金源対策の視点や社会経済の基本となるシステムに暴力団を介入させないという視点からは、第3に示した基準に従いつつ、可能な範囲で積極的かつ適切な暴力団情報の提供を行うものとする。
- 4 公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センター(以下「センター」という。)に対して相談があった場合にも、同様に第3に示した基準に従い判断した上で、必要な暴力団情報をセンターに提供し、センターが相談者に当該情報を告知することとする。

第3 暴力団情報の提供の基準等

警察は、一般的な守秘義務のほか、情報を厳格に管理する責任を負っていることから、暴力団情報の提供によって達成される公益目的の程度によって、暴力団情報の提供の要件及び提供することができる範囲及び内容が異なってくる。そこで、次に示す

観点から検討を行い、暴力団対策に資すると認められる場合は、暴力団情報を必要とする者に提供すること。

1 提供の必要性

(1) 条例上の義務履行の支援に資する場合その他法令に基づく場合

取引等の相手方が暴力団員等(暴力団員、暴力団準構成員、元暴力団員、共生者、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、総会屋及び社会運動等標ぼうゴロをいう。以下同じ。)でないことを事業者が確認するなど条例上の義務を履行するために必要と認められる場合には、その義務の履行に必要な範囲で暴力団情報を提供するものとする。

その他法令に基づく場合についても、当該法令の定める要件に従って提供するものとする。

(2) 暴力団による犯罪、暴力的要求行為等による被害の防止又は回復に資する場合

暴力団情報の提供を必要とする事案の具体的内容を検討し、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、被害の防止又は回復のために必要な暴力団情報を提供するものとする。

(3) 暴力団の組織の維持又は拡大への打撃に資する場合

暴力団の組織としての会合等の開催、暴力団事務所の設置、加入の勧誘、名誉職への就任や栄典を受けること等による権威の獲得、政治・公務その他一定の公的領域への進出、資金獲得等暴力団の組織の維持又は拡大に係る活動に打撃を与えるために必要な場合その他暴力団排除活動を促進する必要性が高く暴力団の組織の維持又は拡大への打撃に資する場合には、必要な暴力団情報を提供するものとする。

2 適正な情報管理

暴力団情報の提供は、その相手方が、提供に係る暴力団情報の悪用や目的外利用を防止するための仕組みを確立している場合、提供に係る暴力団情報を他の目的に利用しない旨の誓約書(様式第1号)を提出している場合その他暴力団情報を適正に管理することができるものと認められる場合に行うものとする。

3 提供する暴力団情報の範囲

(1) 1(1)の場合

条例上の義務を履行するために必要な範囲で暴力団情報を提供するものとする。

この場合において、まずは、暴力団情報の提供の相手方に対し、契約の相手方等が条例に定められた規制対象者等の属性のいずれかに該当する旨の暴力団情報を提供すれば足りるかを検討すること。

(2) 1(2)及び(3)の場合

次のア、イ、ウの順に慎重な検討を行う。

ア 暴力団の活動の実態についての情報(個人情報以外の情報)の提供

暴力団の義理掛けが行われるおそれがあるという情報、暴力団が特定の場所を事務所としているという情報、傘下組織に係る団体の名称等、個人情報以外の情報の提供によって足りる場合には、これらの暴力団情報を提供すること。

イ 暴力団員等該当性情報の提供

アによって公益目的を実現することができないかを検討した上で、次に、相談等に係る者の暴力団員等への該当性に関する情報(以下「暴力団員等該当性情報」という。)を提供することを検討する。

ウ イ以外の個人情報の提供

イによって公益目的を達成することができないかを慎重に検討した上で、それでも公益目的の達成のために必要であると認められる場合には、住所、生年月日、連絡先その他の暴力団員等該当性情報以外の個人情報を提供する。なお、前科・前歴情報は、そのまま提供することなく、被害者等の安全確保のために特に必要があると認められる場合に限り、過去に犯した犯罪の態様等の情報を提供すること。また、顔写真の交付は行わないこと。

第4 提供する暴力団情報の内容に係る注意点

1 情報の正確性の確保について

暴力団情報を提供するに当たっては、その内容の正確性が厳に求められることから、必ず刑事部組織犯罪対策第一課に設置された警察庁情報管理システムによる暴力団情報管理業務により暴力団情報の照会を行い、その結果及び必要な補充調査の結果に基づいて回答すること。

2 指定暴力団以外の暴力団について

指定暴力団以外の暴力団のうち、特に規模の小さいものについては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に定める暴力団の定義に該当することを明確に認定できる資料があるかどうか確認すること。

3 暴力団準構成員及び元暴力団員等の場合の取扱い

(1) 暴力団準構成員

暴力団準構成員については、情報提供が求められている個別の事案に応じ、当該暴力団準構成員と暴力団との関係につき、その態様や程度等について十分な検討を行い、暴力団又は暴力団員の一定の統制下にあることなどを確認した上で、情報提供の可否を判断するものとする。この場合においては、安易に準構成員であるとの暴力団情報を提供しないこと。

(2) 元暴力団員

元暴力団員については、暴力団との関係を断ち切って社会復帰しようとしている者がいることから、過去に暴力団員であったことが法令上の欠格事由となっている場合や現状が暴力団準構成員、共生者、暴力団員と社会的に非難されるべき関係に

ある者、総会屋及び社会運動等標ぼうゴロとみなすことができる場合等を除き、過去に暴力団に所属していたという事実だけをもって暴力団情報を提供しないこと。

(3) 共生者

共生者については、暴力団への利益供与の実態、暴力団の利用実態等共生関係を示す具体的な内容を十分に確認した上で、具体的事案ごとに暴力団情報の提供の可否を判断すること。

(4) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

「暴力団員と社会的に非難されるべき関係」とは、例えば、暴力団員が関与している賭博等に参加している場合、暴力団が主催するゴルフコンペや誕生会等の行事に参加している場合等、その態様が様々であることから、当該対象者と暴力団員とが関係を有するに至った原因、当該対象者が相手方を暴力団員であると知った時期やその後の対応、暴力団員との交際の内容の軽重等の事情に照らし、具体的事案ごとに情報提供の可否を判断する必要がある、暴力団員と交際しているといった事実だけをもって漫然と「暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者である」といった暴力団情報を提供しないこと。

(5) 総会屋及び社会運動等標ぼうゴロ

総会屋及び社会運動等標ぼうゴロについては、その活動の態様が様々であることから、漫然と「総会屋である」等の情報提供を行うことなく、情報提供が求められている個別の事案に応じて、その活動の態様について十分な調査及び確認を行い、現に活動が行われているか確認した上で暴力団情報を提供すること。

(6) 暴力団の支配下にある法人

暴力団の支配下にある法人については、その役員に暴力団員等がいることをもって漫然と「暴力団の支配下にある法人である」といった情報提供をするのではなく、役員等に占める暴力団員等の比率、当該法人の活動実態等についての十分な調査及び確認を行い、現に暴力団が当該法人を支配していると認められる場合に暴力団情報を提供すること。

第5 暴力団情報の提供の方式

- 1 第3の1(1)による暴力団情報の提供を行うに当たっては、その相手方に対し、暴力団情報の提供に係る対象者の住所、氏名、生年月日等が分かる資料及び取引関係を裏付ける資料等の提出を求めるとともに、提供に係る暴力団情報を他の目的に利用しない旨の誓約書(様式第1号)の提出を求めること。
- 2 暴力団情報の提供の相手方に守秘義務がある場合その他情報の適正な管理のために必要な仕組みが整備されていると認められる場合は、暴力団情報の提供を文書により行うことができることとする。これ以外の場合においては、口頭による回答にとどめることとする。

- 3 暴力団情報の提供の依頼を受理する場合は、原則として文書又は直接面接によることとし、電話による依頼は相手の本人確認が確実にを行うことのできる場合で緊急やむを得ないときに限ることとする。
- 4 暴力団情報の提供に当たっては、当該暴力団情報を他の目的に利用しないよう指導又は警告することとする。また、相手方が団体の場合には情報の適正な管理のために必要な仕組みを整備しているかどうかについても確認の上、必要に応じて、暴力団情報の適正な管理のための仕組みを整備するよう要請するものとする。
- 5 暴力団情報の提供は、当該情報を必要とする当事者に対して行うものとする。ただし、暴力団情報の提供を受けるべき者の委任を受けた弁護士に提供する場合その他本人に提供する場合と同視できる場合は、この限りでない。

第6 記録の整備等

1 警察本部及び警察署における記録等

関係所属においては、部外への暴力団情報の提供に関し、第3の基準による判断を行ったときは、暴力団情報の提供の依頼の概要、提供の是非についての判断理由及び結果を確実に記録した上で、所要の決裁を受けることとする。

2 暴力団情報の提供に関する決裁

暴力団情報の提供については、原則として、所属長又はこれに相当する職にある者が実際に最終判断を下し、決裁をするものとする。ただし、警察署長が行う情報提供について、他の行政機関、地方公共団体その他の公共的機関による、法令等又は暴力団排除を目的とした暴力団情報の提供に関する申合せ等に基づく照会に対して、警察庁情報管理システムによる暴力団情報管理業務の暴力団情報に該当がないことから規制対象者等の属性に該当しない旨を回答する場合に限り、刑事課長(刑事第二課長及び生活安全刑事課長を含む。)又はこれに相当する職にある者が専決することができるものとする。

また、情報提供を行うことについて緊急かつ明確な必要が認められる場合においては、事後報告としても差し支えない。

3 警察本部における把握

部外からの暴力団情報に係る照会及びそれに対する警察の回答状況については、情報の適正な管理に万全を期するため、刑事部組織犯罪対策第一課において定期的に把握することとする。

4 関係文書

暴力団情報の提供に当たっては、暴力団情報提供記録簿(様式第2号)を作成すること。この場合においては、暴力団情報の提供を必要とする理由、暴力団情報の提供の内容等を確実に記録することとする。ただし、行政機関との申合せ等に基づく暴力団情報の提供の依頼が文書により行われた場合は、行政機関用暴力団情報提供記録簿(様式第3号)を用いることとする。

第7 文書の保存

この例規通達に定める様式による文書は、刑事部組織犯罪対策第一課において5年間保存するものとする。